

議案第 33 号

山陽小野田市児童発達支援事業所条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市児童発達支援事業所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市児童発達支援事業所条例の一部を改正する条例

山陽小野田市児童発達支援事業所条例（平成 29 年山陽小野田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「20 人」を「、10 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 3 号参考資料

山陽小野田市児童発達支援事業所条例新旧対照表

改正後	改正前
(定員) 第 3 条 事業所の定員は、 <u>1 0 人</u> とする。	(定員) 第 3 条 事業所の定員は <u>2 0 人</u> とする。